

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 二六五
- 道路の供用を開始する件三件 二六七
- 公告
- 農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件 二六七
- 一般競争入札を行う件二件 二六八
- 福島県人事委員会
- 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 二五二

告示

福島県告示第五百三三号

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四
 条第一項に掲げる次の漁業につき、規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限
 措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 令和三年七月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 第一 小型機船底びき網漁業（茨城県からの入会）
 一 制限措置
 - 1 漁業種類
 - 小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）
 - 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
 - 十一隻
 - 3 船舶の総トン数
 - 総トン数十五トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

- 4 推進機関の馬力数
 申請のあった推進機関の馬力数以下
- 5 操業区域
 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から福島
 県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正
 東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て同県と茨城県
 との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以东の海面のうち
 福島県の沖合の海面
- 6 漁業時期
 毎年九月一日から翌年六月三十日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者
- 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和三年七月六日から令和三年八月五日まで
- 三 許可の有効期間
 令和三年九月一日から令和六年八月三十一日まで
- 第三 機船船底びき網漁業（茨城県からの入会）
 - 第一 小型機船底びき網漁業（茨城県からの入会）
 一 制限措置
 - 1 漁業種類
 - 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）
 - 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
 - 三十隻
 - 3 船舶の総トン数
 - 総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
 - 4 推進機関の馬力数
 - 申請のあった推進機関の馬力数以下
 - 5 操業区域
 - いわき市小名浜下神白字番所二十五番十四番所灯台中心点（北緯三十六度五十
 六分八秒）から真方位九十度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面
 - 6 漁業時期
 - 平潟・大津地区 毎年一月一日から九月三十日まで
 - その他の地区 毎年五月一日から九月三十日まで
 - 7 漁業を営む者の資格
 - 茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者
 - 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 - 令和三年七月六日から令和三年八月五日まで
 - 三 許可の有効期間
 - 令和三年九月一日から令和六年八月三十一日まで

一 制限措置

- 1 漁業種類
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろろど含む。）、しらすひき網漁業）
 - 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
七十四隻
 - 3 船舶の総トン数
総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
 - 4 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
 - 5 操業区域
いわき市小名浜下神白字番所二十五番十四番所灯台中心点（北緯三十六度五十六分八秒）から真方位九十度の線以南の福島県の海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを順次結んだ三直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）
基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川川口水門
点ア 基点より真方位百十度千二百メートルの点
点イ 点アより真方位百九十度千五百メートルの点
点ウ 点イより真方位二百九十度の線と最大高潮時海岸線との交点
 - 6 漁業時期
毎年三月一日から十二月三十一日まで
 - 7 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者
 - 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和三年七月六日から令和三年八月五日まで
 - 三 許可の有効期間
令和三年九月一日から令和六年八月三十一日まで
- 第四 機船船びき網漁業（茨城県からの入会）
- 制限措置
- 1 漁業種類
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）
 - 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
八十隻
 - 3 船舶の総トン数
総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
 - 4 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
 - 5 操業区域
いわき市小名浜下神白字番所二十五番十四番所灯台中心点（北緯三十六度五十六分八秒）から真方位九十度の線以南の福島県の海面

6 漁業時期

- 6 漁業時期
毎年十二月一日から翌年四月三十日まで
 - 7 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者
 - 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和三年七月六日から令和三年八月五日まで
 - 三 許可の有効期間
令和三年九月一日から令和六年八月三十一日まで
- 第五 機船船びき網漁業（茨城県からの入会）
- 制限措置
- 1 漁業種類
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）
 - 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
百隻
 - 3 船舶の総トン数
総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
 - 4 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
 - 5 操業区域
合磯岬（北緯三十六度五十八分二十三秒）から真方位九十度の線以南の小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面
 - 6 漁業時期
毎年二月十一日から七月三十一日まで
 - 7 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者
 - 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和三年七月六日から令和三年八月五日まで
 - 三 許可の有効期間
令和三年九月一日から令和六年八月三十一日まで
- 第六 どう漁業（茨城県からの入会）
- 制限措置
- 1 漁業種類
どう漁業
 - 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
十隻
 - 3 船舶の総トン数
総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
 - 4 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下
5 操業区域

いわき市小名浜、下神白字番所二十五番十四番所灯台中心点（北緯三十六度五十六分八秒）から真方位九十度の線以南かつ小型機船底びき網漁業（地方名称機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面

6 漁業時期

毎年七月一日から八月三十一日まで

7 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、茨城県知事から当該漁業の許可を受けている者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和三年七月六日から令和三年八月五日まで

三 許可の有効期間

令和三年九月一日から令和六年八月三十一日まで

（水産課）

福島県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年七月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道北泉小高線	南相馬市原町区小浜字高柴二一八番二地先から 同 市原町区小浜字台地三七番四地先まで	令和三年七月六日

（道路計画課）

福島県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年七月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

一般国道一一四号

伊達郡川俣町山木屋字大洪一七番二地先から
同 郡同 町山木屋字小塚二番三地先まで

令和三年七月六日

（道路計画課）

福島県告示第五百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年七月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町小綱木字境山一〇番六地先から 同 郡同 町山木屋字川芎山一八番地先まで	令和三年七月六日

（道路計画課）

公 告

公告第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、西郷ダム管理規程の変更について、令和三年六月二十八日次のとおり認可した。
令和三年七月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 管理規程を定めた者の名称
阿武隈川上流土地改良区
- 二 管理規程の概要
 - 1 貯水、放流又は取水に関する事項
 - (一) ダムの満水位は標高六五〇メートルとする。
 - (二) ダム管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十一日から九月十五日までのかんがい期間にあつては、ダムから受益地に必要な

- 水量を取水するものとする。
- (三) ダムから放流を行う場合の放流量は、洪水時の調整を行うときを除き、毎秒五立方メートルを超えてはならない。
- 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
ダム管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
ダム管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、ダムの機械器具の操作に万全を期するものとする。また、水害が予想される際には、別に定める事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めることとする。干ばつ時には、ダムの水位及びダム地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- 4 ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測に関する事項
ダム管理責任者は、気象及び水象の観測、堆砂状況及び堤体の調査を行わなければならない。
- 5 その他施設の管理に関し必要な事項
ダム管理責任者は、ダム管理日誌を備え、当該ダムの管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

公告第129号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県事業執行管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年7月6日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 福島県事業執行管理システム等機器 一式（据付け、調整、機器保守、運用管理、移行対象システムの移行等を含む。）
- 借入物品の仕様等 仕様書による。
- 借入期間 令和4年1月1日から令和8年12月31日まで
- 納入場所 福島県内の別に指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた単独の者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 当該物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品について、過去10年間に於いて国及び地方公共団体に納入した実績があり、かつ、確実に納入できる者であ

ること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

(6) 当該物品の運用管理に当たり、当該物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品の運用管理に関する業務の経験を3年以上有する者を常駐させることができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年7月21日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年7月21日(水)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話024-521-7454

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和3年7月6日(火)から同年8月18日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同年7月22日から同月23日まで及び同年8月9日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の閲覧

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を閲覧に供する。

(1) 閲覧期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 閲覧場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和3年8月19日(木)午前10時

(2) 場所 福島県庁本庁舎4階土木総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年8月18日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Server computer for the Fukushima Prefectural accounting system of the Public Works Section (including installation, adjustment, maintenance, operations management and system migration, etc.) 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 19 August 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 18 August 2021
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Public Works Section, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7454

(土木総務課)

公告第130号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年7月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン 68台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
 - (4) 納入場所 福島県立だて支援学校（仮称）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年7月29日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年7月29日（木）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7653
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和3年7月6日（火）から同年7月29日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同月22日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年7月15日（木）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年7月15日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年8月20日(金)午前11時 福島県出納局
入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、8月
19日(木)午後5時まで)に必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税
を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、
財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全
部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ
ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお
いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320
号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal
Computer 68 units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 20 August 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 August 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月六日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十一号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表須賀川市の項中「会計管理者部局 会計管理者」を「会計管理者部局 会計管理

者」に、「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」に改め、同

表伊達市の項中「直轄理事 部長」を「部長」に、「課長 地域振興対策室長 契約検

査室長」を「課長」に改め、同表本宮市の項中「福祉事務所長 放射能除染・モニタリ

ングセンター所長」を「福祉事務所長」に、「課長 えぼか所長」を「課長」に、「支

所長 次長 課長」を「支所長」に改め、同表南会津郡只見町の項中「課長 室長 主

幹（環境整備課に置かれるものに限る。）」を「課長」に、「診療所 所長」を「診療

所 所長 事務長」に改め、同表田村郡三春町の項中「町長部局 課長」を「町長部局

会計室 室長」を「町長部局 課長」に改め、同表双葉郡双葉町の項中「総括参事 参事」に改め、

同表双葉郡川内村の項中「小学校 校長 教頭」を「義務教育学校 校長 副校長 教

頭」に改め、同表双葉郡大熊町の項中「課長 用地対策室長」を「課長」に改め、同表

双葉地方広域市町村圏組合の項中「会計管理者部局 会計管理者」を「会計管理者部

局 会計管理者」に改める。

南部衛生センター 所長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

（総務審査課）